

さいたま市告示第1577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称） ケーズデンキ大宮櫛引店

所在地 さいたま市北区櫛引町二丁目738

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 昭和リース株式会社

代表者氏名 代表取締役 瀬戸 紳一郎

住 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ケーズホールディングス

代表者氏名 代表取締役 平本 忠

住 所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年8月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,934㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗1階 駐車場	62台
合 計	62台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗東側 駐輪場①	44台
店舗東側 駐輪場②	12台
合 計	56台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
荷さばき施設	43㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量	備 考
廃棄物保管施設		
店舗南側 廃棄物保管施設 a	4. 2 0 m ³	紙製廃棄物
店舗南側 廃棄物保管施設 b	0. 1 5 m ³	金属製廃棄物
店舗南側 廃棄物保管施設 c	0. 1 2 m ³	ガラス製廃棄物
店舗南側 廃棄物保管施設 d	3. 9 0 m ³	プラスチック製廃棄物
店舗南側 廃棄物保管施設 e	0. 6 0 m ³	生ごみ等
店舗南側 廃棄物保管施設 f	0. 3 0 m ³	その他可燃性廃棄物
小 計	9. 2 7 m ³	—

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケーズホールディングス	午前 9 時 0 0 分	午後 9 時 0 0 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	利用可能時間帯
店舗 1 階 駐車場	午前 8 時 4 5 分～午後 9 時 1 5 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
店舗東側 入口	1 箇所
店舗東側 出口	1 箇所
店舗北側 出入口	1 箇所
合 計	3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 0 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

2 届出年月日

令和 2 年 1 0 月 2 9 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 2 年 1 1 月 2 日から令和 3 年 3 月 2 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 (8 2 9) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 (8 2 9) 1 9 4 4

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 1 2 4 番 1 号

電話 0 4 8 (6 4 6) 3 0 9 3

FAX 0 4 8 (6 4 6) 3 1 5 1

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年11月2日から令和3年3月2日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944